新 潟 市 報 道 資 料

令和８年１１月２０日

報　道　各　位

新潟市病院事業管理者

職員の処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

（１）　処分の内容

被処分者　　看護部　看護師　６０歳代

処分内容　　懲戒処分　減給１箇月

処分年月日　令和８年１１月２０日

（管理監督責任者）

行政上の措置として、係長級職員を「文書注意」とした。

（２）　処分事案の概要

令和８年２月、病院職員から自身のカルテが当該職員に目的外閲覧されているとの報告があり、確認したところ、令和５年２月から約３年間、１７名の電子カルテを目的外閲覧していた（個人情報の外部漏えいはなし）。

（３）　処分にかかる病院事業管理者コメント

患者様のプライバシーに特段の配慮を行うべき医療従事者が目的外閲覧という不適切な行為により、市民の皆様の市民病院に対する信頼を著しく損なう結果となりましたことについて深くお詫び申し上げます。当該職員には、閲覧した情報を外部に漏えいしないよう強く指導を行いました。

今後は、同様の事態を二度と起こさぬよう、職員に対し、公務員及び医療従事者としての自覚を喚起するとともに、より一層、指導を徹底してまいります。

問い合わせ先
新潟市民病院管理課　課長　高橋
電話 025-281-5151　※本日午後６時までにお願いいたします。